

優良派遣事業者認定マークの使用規程

平成27年1月5日

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部
企画課民間人材サービス推進室

(趣旨)

第1条 この規程は、優良派遣事業者推奨事業における優良派遣事業者認定マーク(以下「認定マーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 厚生労働省及び厚生労働省の職員以外の第三者は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、認定マークを使用することができない。

- 一 優良派遣事業者推奨事業の受託者が優良派遣事業者認定制度の運営及び推進に必要な場合
 - 二 優良派遣事業者認定制度によって認定された優良事業者(以下「優良事業者」という。)が、当該認定の有効期間中に、自らが優良事業者であることを証するために使用する場合
 - 三 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課民間人材サービス推進室長(以下「人材室長」という。)の使用許可を受けた場合
- 2 認定マークの使用に関し、前項に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、人材室長は、その使用を差し止めることができる。

(申請)

第3条 第2条第1項第3号の規定による認定マークの使用許可を受けようとする場合は、使用を開始する日の5日前(土日・祝日を除く。)までに優良派遣事業者認定マーク使用申請書(別紙様式1)を人材室長に提出し、使用許可の申請を行わなければならない。

- 2 人材室長は前項の申請を受理したときは、その内容を精査し、適当と認められる場合には、優良派遣事業者認定マーク使用許可証(別紙様式2)を交付する。
- 3 人材室長は前項の優良派遣事業者認定マーク使用許可証を交付する場合に、認定マークの使用に関する条件を付することができる。

(申請の内容の変更)

第4条 前条の申請の内容に変更等があった場合には、速やかに優良派遣事業者認定マーク使用変更申請書(別紙様式3)を人材室長に提出し、変更の申請を行わなければならない。

2 人材室長は前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、優良派遣事業者認定マーク使用変更許可書(別紙様式4)を交付する。

(使用許可の取消し)

第5条 人材室長は、第2条第1項第3項の規定により認定マークの使用変更許可を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることができる。

- 一 使用許可の際に付した条件又は本規程に違反したとき。
- 二 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき。
- 三 その他人材室長が必要と認めたとき。

(使用料)

第6条 認定マークの使用料については、無料とする。

(認定マークに関わる権利)

第7条 認定マークに関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

(規程の改定)

第8条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

(附則)

第9条 この規程は平成27年1月5日から施行する。